

京丹後市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成16年度に実施した監査の結果を、次のとおり公表します。

平成17年3月28日

京丹後市監査委員 小 松 通 男

京丹後市監査委員 川 村 博 茂

1 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査の期間 平成16年10月25日から平成17年2月15日まで

3 監査の方法等

京丹後市として発足後、初めての定期監査であり、各種事務事業の現状及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理について、各課全体を対象とし、例月出納検査の状況も参考としながら、関係書類等の提出を求め、書面審査及びヒアリングにより監査を行った。

4 監査対象部課等

議会事務局 議会総務課

企画政策部 秘書広報課、企画推進課、行財政改革推進室、情報システム課

総 務 部 総務課、職員課、財政課、財産管理課、税務課

生活環境部 市民課、医療保険課、環境推進課

保健福祉部 生活福祉課、障害者福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、健康推進課

医療事業部 地域医療課、弥栄病院、久美浜病院

農 林 部 農業振興課、農村振興課、林業振興課

商工観光水産部 商工振興課、観光振興課、丹後の魅力発信拠点整備推進室、水産課

建 設 部 管理課、土木課、都市計画・建築住宅課

上下水道部 水道課、下水道課

消防本部

教育委員会 教育総務課、学校教育課、社会教育課、文化財保護課

農業委員会事務局

市 民 局 峰山・大宮・網野・丹後・弥栄・久美浜各市民局

5 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 支出事務は適正に行われているか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 補助金交付事務の取扱は適正に行われているか。
- (5) 財産管理は適正に行われているか。
- (6) 滞納整理は適正に行われているか。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、全般的なおおむね適正に行われていると認められた。

なお、国と地方に関する「三位一体」の経済財政運営と構造改革が推し進められおり、厳しい財政環境が続く中で、広域化した地域のインフラ整備をはじめとして、去年の甚大な台風災害による復旧事業への対応が喫緊の課題となっている。あらゆる財源の確保に積極的に努めるとともに、経費全般にわたっての節減・合理化を推進し、常に最小の経費で最大の効果を挙げることを基本に効率的な財政運営により、市民福祉の向上と地域社会の発展に向けてさらなる努力を期待するものである。